

令和3年度外国出願支援事業(外国出願補助金)のご案内

県内中小企業者等の戦略的な外国への特許出願等を促進するため、特許や実用新案、意匠、商標等の外国出願に要する費用の一部を助成します。(※本事業は経済産業省の中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金の交付を受け実施するものです。)

■補助対象経費

外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費等

■補助率・上限額

• 補助率: 1/2 以内

• 上限額:1 企業に対する上限額:300万円(複数案件の場合)

案件ごとの上限額:特許 150 万円 実用新案・意匠・商標 60 万円 冒認対策商標(※) 30 万円

(※) 冒認対策商標:第三者による抜け駆け出願(冒認出願)の対策を目的とした商標出願

■公募期間

令和3年5月18日(火) ~ 12月28日(火) まで随時募集

※ただし予算の上限に達した場合は公募を締め切ります。

■その他

応募資格、選定基準等

詳しくは下記まで

https://www.joho-shimane.or.jp/solution/subsidy/5622

島根県松江市北陵町1番地 テクノアークしまね

公益財団法人しまね産業振興財団 新事業支援課 担当:杉原 暁 連絡先:0852-60-5112

e-mail: sat@joho-shimane.or.jp

